



令和3年度 発達障害者支援施策

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和3年度予算

地域生活支援事業費補助金 **51,320,801千円の内数(50,542,124千円の内数)**

- 発達障害者支援センター運営事業(都道府県必須事業)
- 発達障害者支援地域協議会(都道府県必須事業)
- 巡回支援専門員整備(市町村任意事業)
- 家庭・教育・福祉連携推進事業(市町村任意事業)

予算の範囲内で国が50/100以内を補助できる予算

国が1/2を補助する予算

地域生活支援促進事業 **6,221,771千円の内数(5,451,219千円の内数)**

- 発達障害者支援体制整備(都道府県任意事業)【拡充】 **270,714千円(218,454千円)**
- 発達障害児者及び家族等支援事業(都道府県・市町村任意事業) **163,281千円(163,281千円)**
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(都道府県任意事業) **19,408千円(21,564千円)**
- 発達障害診断待機解消事業(都道府県任意事業) **92,909千円(82,187千円)**
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業(都道府県・市町村任意事業) **28,586千円(28,586千円)**

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省

補助

都道府県・指定都市

障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施(必須)

(令和2年4月現在のセンターの設置)

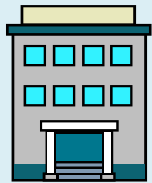
直接実施: 29カ所

委託(社会福祉法人等): 70カ所

※医療法人、地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター

(全都道府県、指定都市(67)に設置)



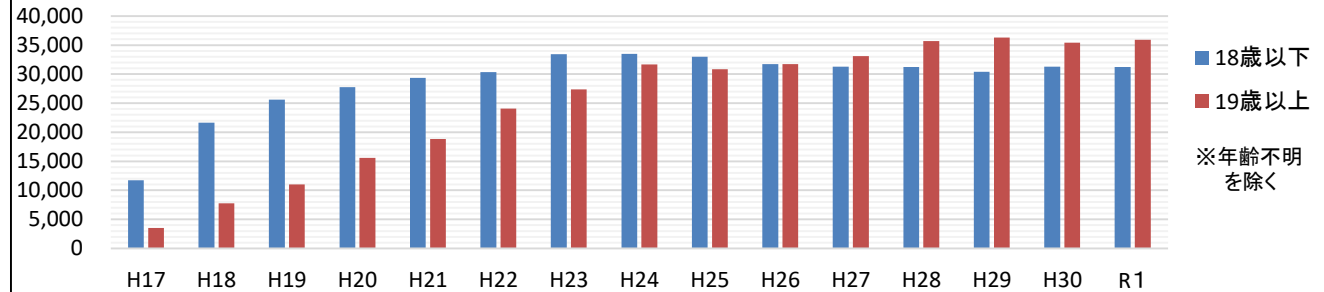
(体制) 職員配置

- ・管理責任者
- ・相談支援担当職員
- ・発達支援担当職員
- ・就労支援担当職員

都道府県等が別途配置する
「発達障害者地域支援マネ
ジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

(実支援件数)



- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- 連携
- ④調整のための会議やコンサルテーション
 - ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

発達障害者支援体制整備事業【拡充】

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和3年度予算において、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）

→配置体制の強化による困難事例等への対応促進（拡充）

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備について

■発達障害者支援法 第5条

1 市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。



■障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

・市町村事業(任意)「巡回支援専門員整備」

発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。

・都道府県事業(任意)「発達障害者支援体制整備」

①発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。

②発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

アセスメントツールの例

M-CHAT(1歳6か月健診で使用可能)

Modified - Checklist for Autism in Toddlers
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)

対象:16~30か月の幼児

方法:養育者が質問紙に記入する

目的:社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する

PARS-TR(3歳児健診以降で使用可能)

Parent-interview ASD Rating Scales - Text
Revision
(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)

対象:3歳以上の児者

方法:専門家が養育者へのインタビューを行う

目的:幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する

CLASP

Check List of obscure disabilities in
Preschoolers
(顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出する
チェックリスト)

対象:5~6歳(年長児)

方法:幼稚園・保育所の先生等が質問紙に記入

目的:就学前に顕在化しにくい発達障害(吃音症・チック症・LD・発達性協調運動障害)の可能性について把握する

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

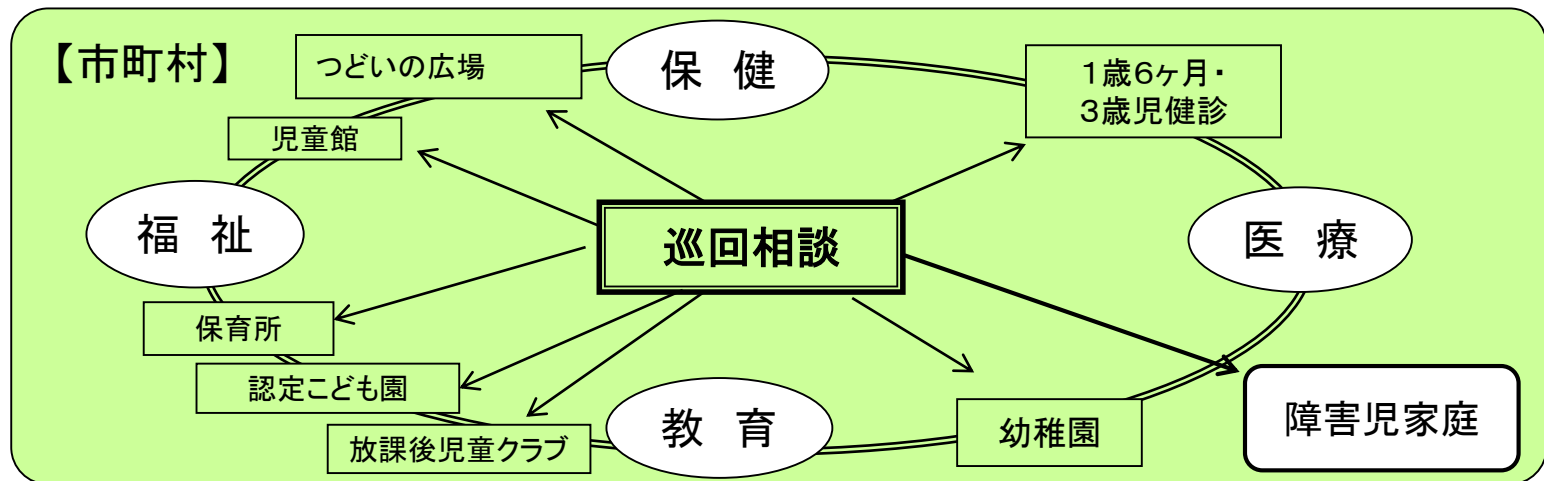
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



発達障害児者及び家族等支援事業

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1／2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等



その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

【事業概要】

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市 【補助率】 1 / 2

国

国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】（国の研修）・・・令和2年度より改変
・発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅠ～Ⅲ



指導者養成研修

都道府県・政令市

【本事業の補助対象】

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

地方

- ・専門的な診療
- ・症状が落ち着いた場合のかかりつけ医の紹介

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



連携

発達障害児者と家族



- ・初診の対応
- ・重篤な症状の場合専門機関の紹介

地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



発達障害診断待機解消事業

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

【令和3年度予算】 92,909千円（82,187千円）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容に取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施
（実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ）
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容に取り組む。

○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など

○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整



両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。



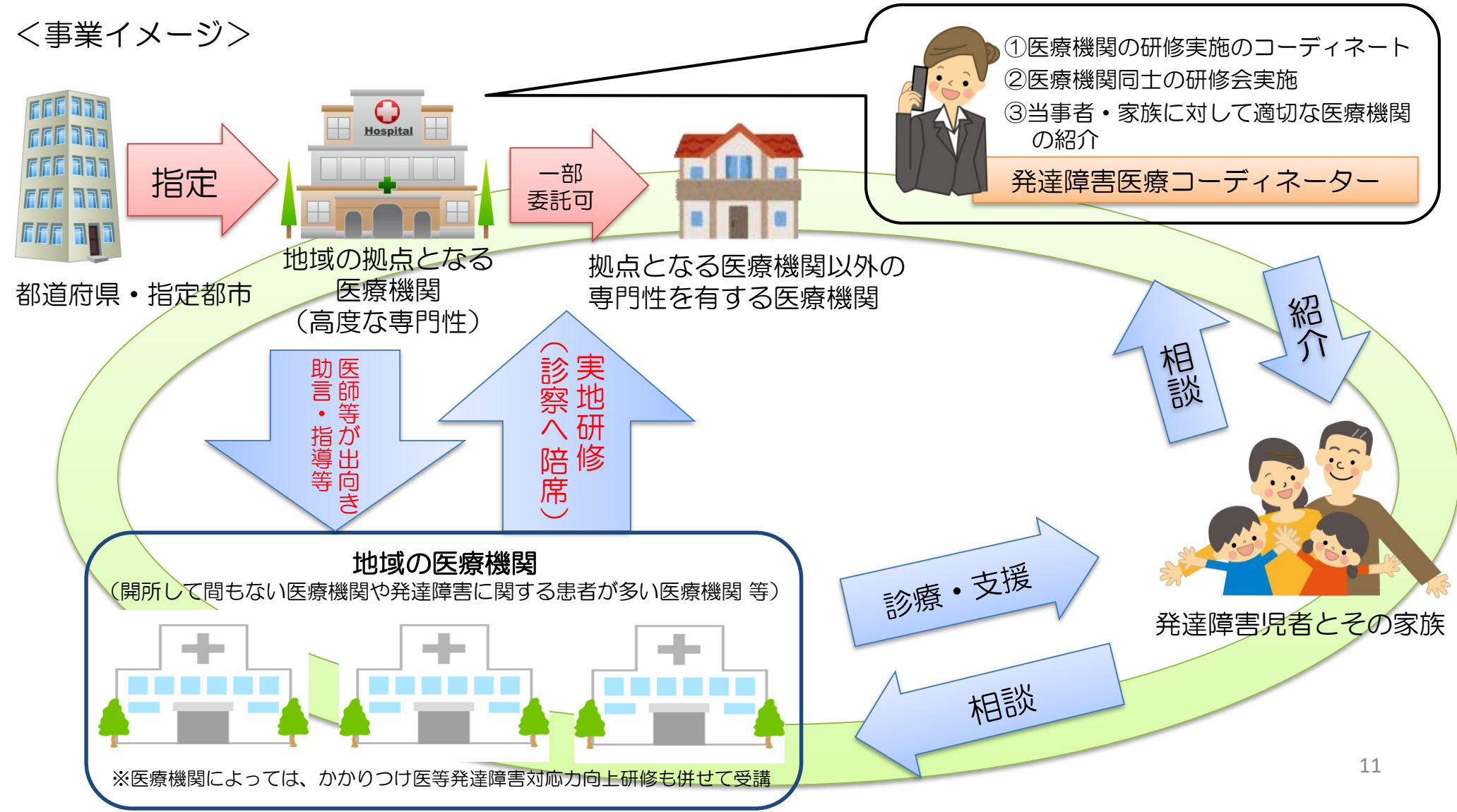
※ アセスメントやカウンセリングの実施にあたっては、当事者や保護者に対して個別に実施することに加え、親子が参加する集団場面等を設定し、子どもの行動観察等による情報収集を行い、それを事前情報として診断に活用することも可能。

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

＜事業イメージ＞



家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

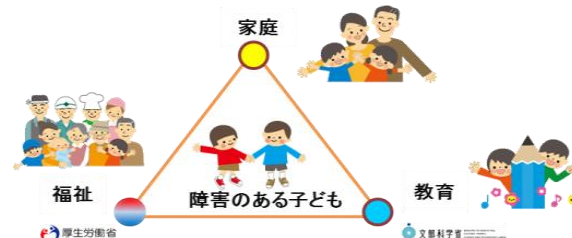
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
（モデル事業の企画・推進等）

発達障害者支援マネージャー
（モデル事業の進行管理、情報収集等）

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

<テーマ>

- ① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
（例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など）
- ② 発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
（例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など）
- ③ ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
（例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など）

発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

＜国立障害者リハビリテーションセンター＞

1 発達障害者支援センター職員研修

期間 3日間1回
対象 発達障害者支援センター職員
内容 ・全国均てん化を目指すテーマ
・専門性と役割（相談支援、機関連携）

2 巡回支援専門員研修

期間 3日間1回
対象 巡回支援専門員
内容 ・現場職員に伝えるべき新しい技術（例 アセスメント）
・当事者自身、家族自身の活動に関すること（例 メンター）

3 発達障害者地域支援マネジャー研修

●基礎研修

期間 3日間1回
対象 発達障害者地域支援マネジャー
内容 ・現場職員を支える専門的知識・技術（例 事例検討）

●応用研修

期間 3日間1回、2コース（市町村体制整備、困難事例対応）
対象 発達障害者地域支援マネジャー
内容 ・地域作りに関する具体的な行動計画の作成

4 発達障害地域生活・就労支援者研修

期間 3日間1回
対象 発達障害の就労支援や生活支援に従事する者
内容 ・就労の定着や自立生活などに関するテーマ

＜国立精神・神経医療研究センター＞

5 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 発達障害の診断・治療と支援の実際 等

6 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 かかりつけ医における発達障害者に対する包括的支援 等

7 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 発達障害児に対する医学的介入と心理社会的支援の実際 等

都道府県、指定都市が行う
「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の講師を養成

都道府県、指定都市、市区町村、事業所等の職員
に向けた専門的知識、支援技術の情報を提供⁵

発達障害者に対する雇用支援策

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 発達障害者雇用トータルサポーターの配置

ハローワークに「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、発達障害者の求職者に対してはカウンセリング等、事業主に対しては課題解決のための相談援助等の専門的な知見に基づく支援を実施。（令和3年度より47労働局に配置）

(2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施

ハローワークに「雇用トータルサポーター（大学等支援分）」を配置し、大学等と連携して発達障害等障害のある学生の早期把握を図り、障害特性に応じた就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施する。

(3) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。

(4) 精神障害者等の就労パスポートの普及

精神障害者等本人の障害理解や支援機関同士での情報連携等を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促すため、就労に向けた情報共有フォーマット（就労パスポート）を普及し、雇い入れ時等における利活用を促進する。

(5) 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

※ 平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。
平成25年度に両助成金を統合。平成29年度に特定求職者雇用開発助成金のコース化。

(6) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者に対する体系的支援プログラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の職業リハビリテーションに関する研究・支援技法の開発及び普及を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターにおいて「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者トライアル雇用事業

ハローワーク等の職業紹介により、障害者を事業主が試用雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進める。

(3) 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成を行う。

(4) 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場において直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(5) 障害者職場適応援助者助成金

企業に雇用される障害者に対してジョブコーチによる援助を提供する社会福祉法人等の事業主（訪問型）や自社で雇用する障害者にジョブコーチを配置して援助を行う事業主（企業在籍型）に対して助成を行う。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業
※ 令和2年度まで障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）として実施。

(6) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。（令和3年4月現在：336か所）

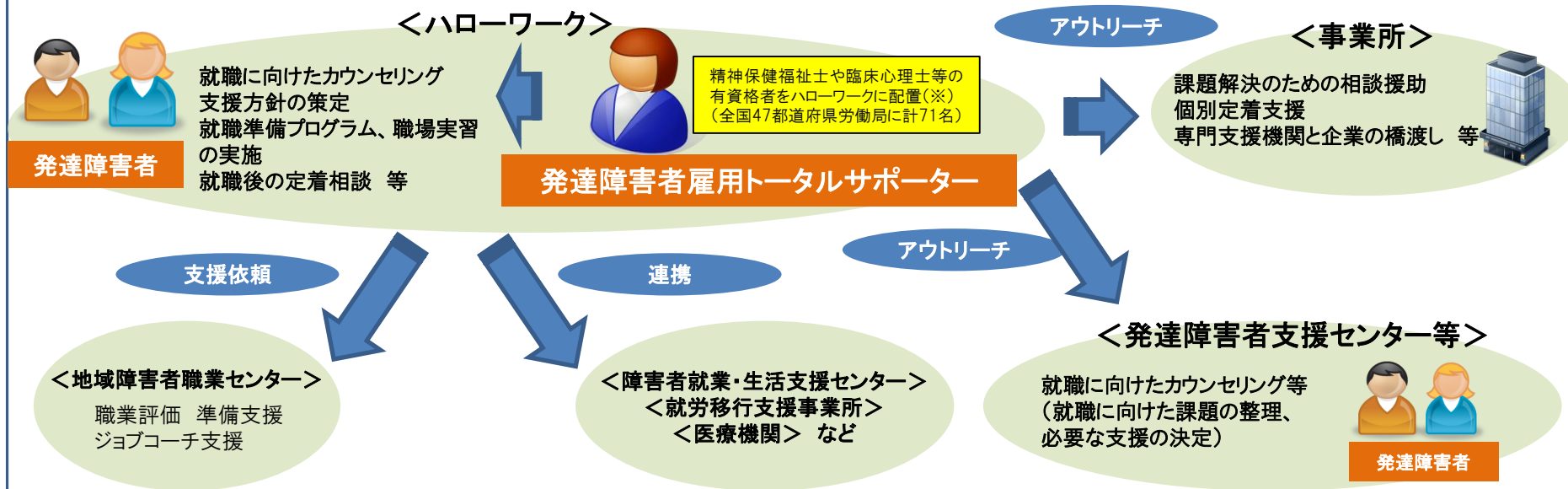
発達障害者雇用トータルサポーターによる一貫した専門的支援の実施

背景・課題

- 発達障害者については、ハローワークの新規求職者数や発達障害者支援センターの相談人数が大幅に増加しており、就労支援のニーズが大幅に増大している。
- 発達障害者は、対人関係の構築等に困難を抱えていることから、障害特性や作業能力等を把握してマッチングを行うとともに、継続した支援により定着を図ることが重要。

事業内容

ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。



(参考) 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

8. (2)障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて一貫した修学・就労支援を行えるよう、教育委員会・大学、福祉・保健・医療・労働等関係行政機関と企業が連携する体制を構築する。

※令和3年度より、全国47都道府県労働局に計71名配置

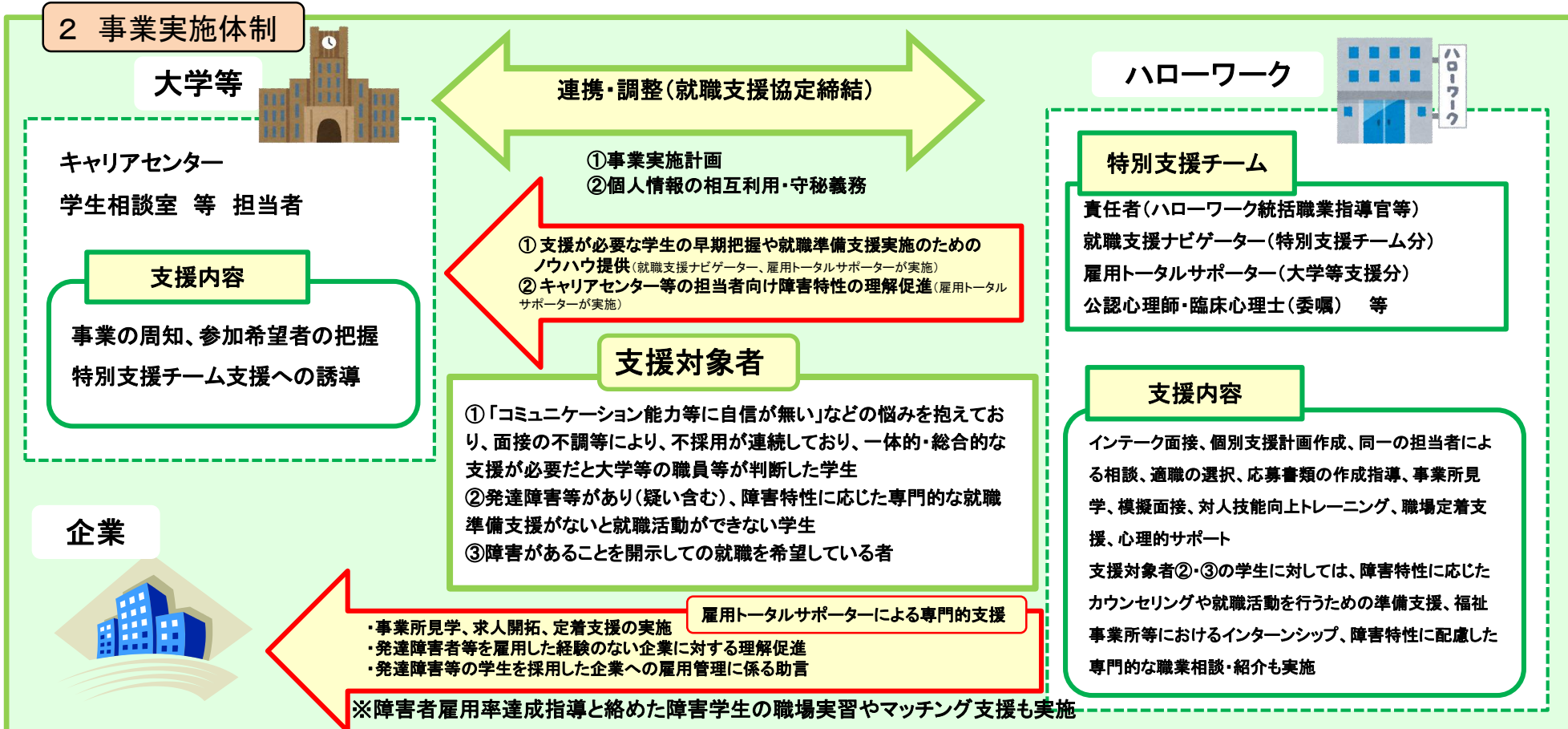
特別支援チームによる就職活動に困難な課題を抱える学生等への就職支援

令和3年度予算額 356,058千円

1 目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があり、面接不調により不採用が続いており卒業までに内定を得ることが困難な学生や、発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、特別支援チームを設置し、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

2 事業実施体制



3 事業の特徴等

- 「特別支援チーム」を設置し、支援対象者一人ひとりに対して「個別支援計画」を作成し、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。
- なお、障害があり、障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーターによる個別支援を実施
- 就職準備から就職支援、職場定着支援等のフォローアップまでのトータル支援を実施

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

趣 旨

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「**職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること**」だが、企業で働く一般の従業員が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限定的。ハローワークでは、一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となる講座を、平成29年秋より開始。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- 内 容 ◆ 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- メリット ◆ 精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
- 講座時間 ◆ 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- 受講対象 ◆ **企業に雇用されている者を中心に、どなたでも受講可能**
- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問わない。
- ※ 受講者には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈（数に限りあり）。
- 実 績 ◆ 令和元年度 実施回数：1,376回、養成者数：35,614人



ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も実施。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、相談対応することも可能。

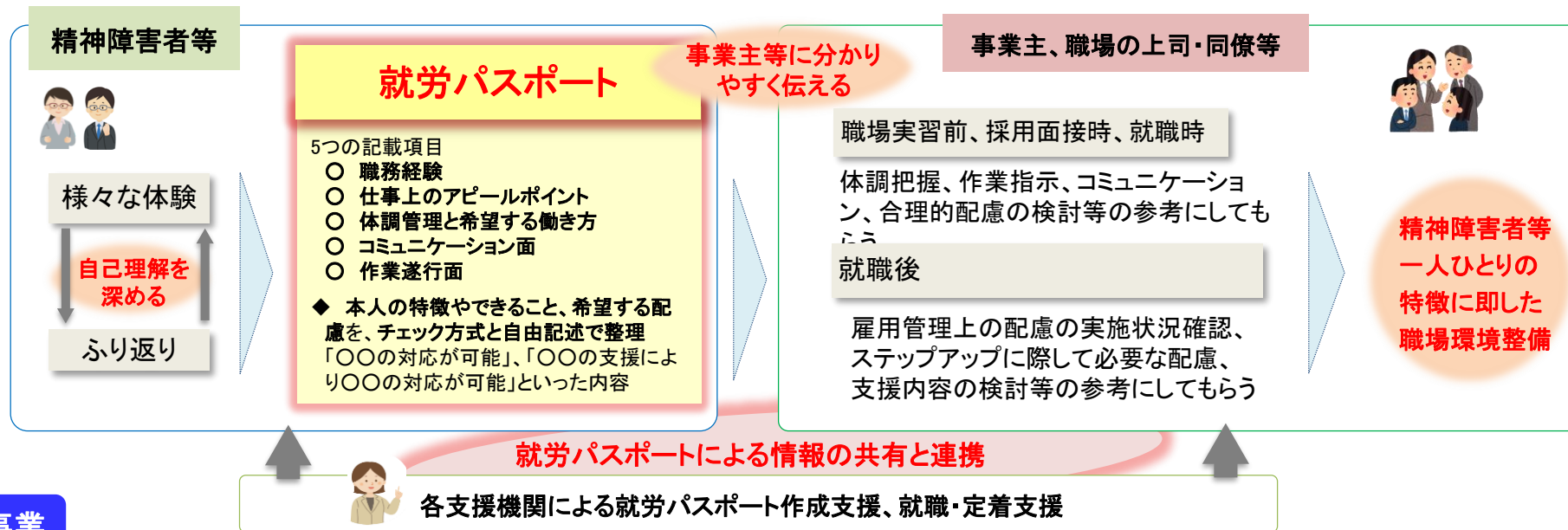
精神障害者等の就労パスポート

概要

- 精神障害者等が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。
- 精神障害者等の障害理解や支援機関同士での情報連携等を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促進。

活用スキーム

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲等は、精神障害者等本人の意向による。



普及事業

- 令和元年度及び2年度に、精神障害者等の就労パスポートの普及について、①～③の事業を実施。
 - ①支援機関向けワークショップ: 支援機関の担当者を対象に、就労パスポートを記載する演習や活用方法等に関する意見交換を実施
 - ②事業主向け活用セミナー: 事業主を対象に、就労パスポートの趣旨や活用のメリットのほか、精神障害の特性や雇用管理上の配慮について説明
 - ③就労支援推進フォーラム: 支援機関の担当者及び事業主を対象に、就労パスポートを活用した就労支援や情報連携の事例等の発表
- ◆ 実績
 - ①ワークショップ 開催回数: 197回 受講者: 3,183人
 - (令和元年度) ②セミナー 開催回数: 104回 受講者: 3,713人
 - ※③フォーラムは令和2年度下半期から開始
- ◆ 令和3年度以降の普及
 - ・ 就労パスポートの活用好事例の収集
 - ・ 単独でのワークショップやセミナー等は実施せず、他のセミナー等の中で就労パスポートについて紹介・活用促進を図ることで、引き続き周知・普及に努める

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病※¹のある人を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

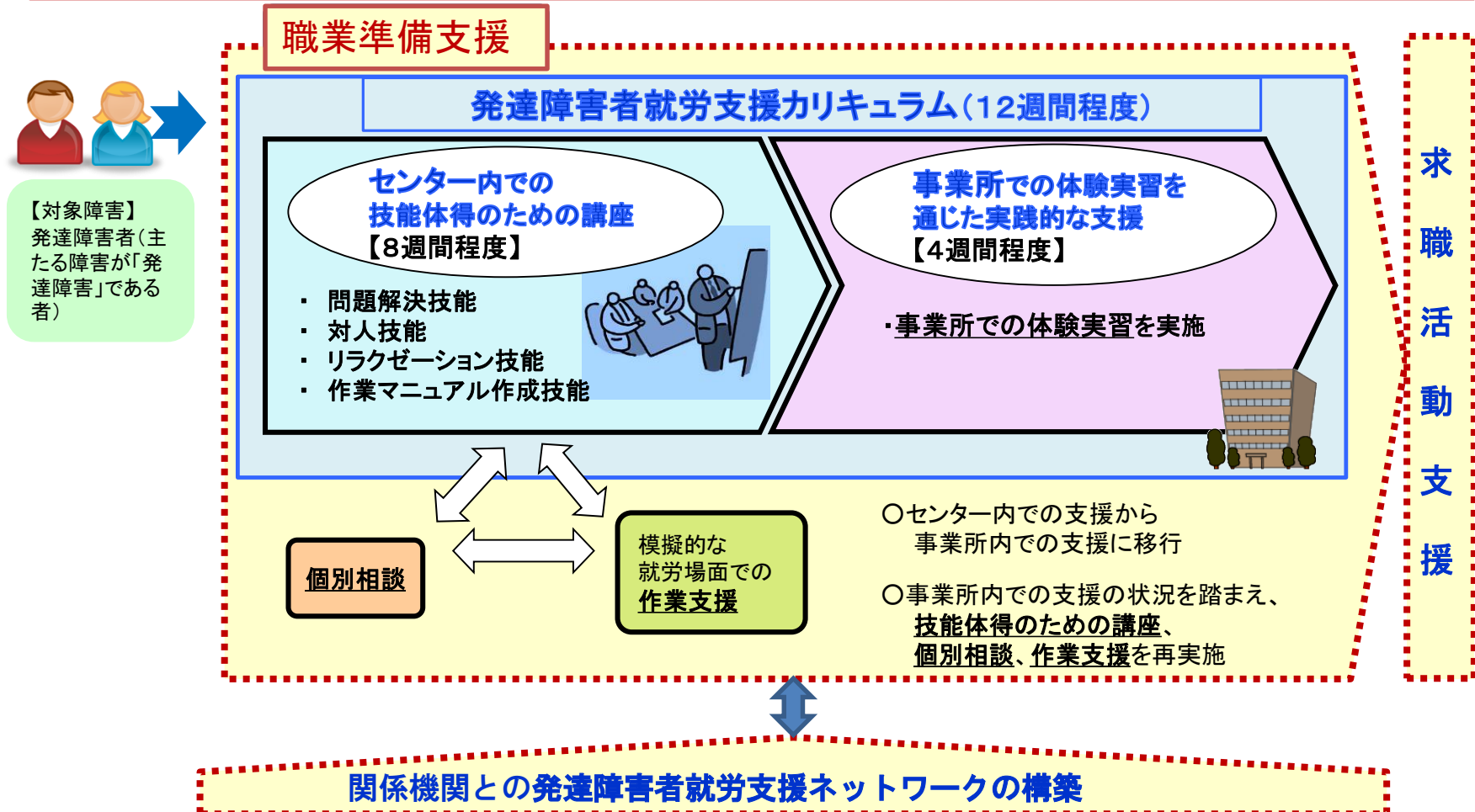
50万円(中小企業の場合 120万円)※²

※¹ 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月～))

※² 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

発達障害者に対する体系的支援プログラム

地域障害者職業センターでは、発達障害者の社会生活技能、作業遂行能力等の向上を目的とした「**発達障害者就労支援カリキュラム**」を含む職業準備支援（就職又は職場適応に必要な就業上の課題の把握とその改善を図るための支援）と「**求職活動支援**」、そして「**関係機関との就労支援ネットワークの構築に向けた取り組み**」を体系的に実施しています。（47センター及び多摩支所）



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。

- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。

- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞

毎年4/2は 国連の定めた **世界自閉症啓発デー**
発達障害啓発週間 4月2日～8日

みんなともだち
みんなたいせつ みんなのこせい

SESAME STREET

世界各地で啓発イベントが行われます。詳しくは公式サイトへ
世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト
<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

啓発デー

厚生労働省 文部科学省 日本発達障害ネットワーク 発達障害支援センター 全国連絡協議会 全国協議障害教育研究会 一般社団法人 全国児童発達支援協議会

お問い合わせ先 一般社団法人日本自閉症協会 Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381 E-mail: ajs@autism.or.jp

＜オフィシャルHP＞

世界自閉症啓発デー
日本実行委員会＜公式サイト＞

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

毎年4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

世界自閉症啓発デー2020 シンポジウム 参加申し込み

発達障害とは

主催団体
厚生労働省
文部科学省
日本発達障害ネットワーク
発達障害支援センター
全国連絡協議会
全国協議障害教育研究会
一般社団法人 全国児童発達支援協議会

共催団体
JAAS Japanese Association of Autism Support
全日本自閉症支援者協会

日本自閉症スペクトラム学会
JAA 日本発達障害ネットワーク
発達障害支援センター
全国連絡協議会
全国協議障害教育研究会
一般社団法人 全国児童発達支援協議会

「啓」この絵は、水村一貴さんの作品です。